



2024年1月31日

各 位

会社名 日本テレホン株式会社代表者名 代表取締役社長

有馬 知英

(東証スタンダード:9425)

問合せ先 経営企画課 課長

武本遼祐

電話番号 03-6230-9388 U R L https://www.n-tel.co.jp/

# 支配株主等に関する事項

当社の親会社である株式会社ショーケース(以下「ショーケース」という)について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

# 1. 親会社、支配株主 (親会社を除く。)、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の 商号等

(2023年10月31日現在)

		議決権所有割合(%)			   発行する株券が上場されている
名称	属性	直接 保有分	合算 対象分	計	金融商品取引所等
株式会社 ショーケース	親会社	40. 32	_	40. 32	株式会社東京証券取引所 スタンダード市場

# 2. 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

ショーケースは当社に対する議決権の割合が 50%以下でありますが、2022 年1月 26 日に締結した資本業務提携契約により、当社取締役会の構成員の過半数がショーケースの出身者で構成されていることから、実質支配力基準により、当社の親会社に該当しております。

当社はリユース関連事業を推進するにあたり、親会社であるショーケースとの協力関係を保つ必要があると認識しております。そこで当社には、ショーケースとの経営情報および技術ノウハウの交換、事業シナジーの発揮、円滑なグループ戦略経営を目的として、同社と兼任する代表取締役が就任しております。なお、当社は複数代表制を採用しており、代表取締役社長は当社専任の取締役である有馬知英が務めております。

当社を除くショーケースおよび同社企業グループの事業セグメントは、Web サイト分析・解析支援やDX 支援開発を行うDX クラウド事業を中心に、広告・メディア事業、投資関連事業を展開する一方、当社の主力事業はリユースモバイル事業を中心とした情報通信関連事業であり、グループ内における事業領域の棲み分けがなされております。そのため、現時点で競合となりうる状況は発生しておらず、今後も発生する見込みはございません。

ハードウェアの取り扱いに強い当社が通信業界において培ってきた事業ノウハウや営業・ 販売ネットワークと、ソフトウェアの取り扱いに長けたショーケースが有する Web サイト分 析・改善技術や、業務効率化やプラットフォーム構築等における DX 開発の技術力を、双方の事業基盤と合わせて融合することが両社の持続的な事業成長に最も資すると判断しております。

当社は資本関係、人的関係においてはショーケースと密接な関係にありますが、当社を除くショーケースおよび同社企業グループとは異なる事業分野を展開していること並びにグループ内における事業展開上の制約や調整事項等がないことから、当社の意思決定プロセスに関して一定の独立性が確保されていると認識しております。

# (役員等の兼務状況)

(2024年1月31日現在)

役職	氏名	親会社等又は そのグループ企業での役職	就任理由
代表取締役 会長	平野井 順一	株式会社ショーケース 代表取締役社長 株式会社 Showcase Capital 代表取締役	幅広い業界で CFO、代表取締役の 要職を歴任し、豊富な経験と幅広 い知見・見識を有するため
取締役	永田 豊志	株式会社ショーケース 代表取締役会長	グローバルな知見とともに、イン ターネット事業への深い知識、ま た、経営者としての豊富な経験と 幅広い知見・見識を有するため
取締役	高橋 卓	株式会社ショーケース顧問	法人営業を得意とし、上場会社を 含む 1,000 社以上の法人とのネットワークがあり、また、営業部門 管掌の経営者としての知見・経 験・実績を有するため
取締役	加藤 文也	株式会社ショーケース 執行役員	スマートフォンメディアの責任者 であり、オウンドメディアを起点 としたスマートフォン販売促進の 知見・見識を有するため

#### (その他の状況)

上記以外にショーケースから出向者4名を受け入れております。

また、当社はショーケースとの間で東京本社の事務所賃貸借契約を締結しております。

# 3. 支配株主等との取引に関する事項

2024年1月31日提出の有価証券報告書に記載の【関連当事者情報】をご参照ください。

# 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、親会社および同社企業グループとの取引条件については、市場価格等を勘案し一般的取引条件と同様に決定するなど、少数株主に不利益を与えることがないよう公正かつ適切に対応しております。また、重要な取引については、取締役会規程において「取締役の競業取引及び利益相反取引の制限(承認)」に基づき、取締役会の事前承認を必要とすることとしております。

また、独立社外役員3名(取締役1名および監査役2名)が3分の1を占める取締役会において、親会社と少数株主との利益が相反する可能性についても十分に議論をおこなっており、少数株主の利益保護に特段の問題はないものと考えております。

以上